別紙２－38　施設等の概要

１　施設等名称

鏡川工業用水道 神田川水管橋

２　所在地

左岸側：高知県高知市東石立町センダの木 11-10 番地先

右岸側：高知県高知市大原町ヤサイ田ヨリ北堤添 87-2 番地先

３　供用開始年月

1979 年（昭和 54 年）２月

４　施設の面積等

占用面積：235.74 ㎡

橋長：42.4m

支間長：40.2m

管径：800A

上部工：逆三角トラス補剛桁

５　施設概要

工業用水は、製造業などにおける企業の生産活動に必要不可欠であり、「産業の血液」とも呼ばれています。また、豊富で安価な工業用水を供給し、産業の発展や地域経済の振興に大きな役割を果たしています。

高知県鏡川工業用水道では、桟橋地区、港地区、弘化台地区、仁井田地区へ工業用水道を供給しています。

神田川水管橋は、利用者へ工業用水を送るために鏡川と神田川の合流付近を横断する水道管であり大変重要な施設です。

【施設写真】



【管理部局】

高知県公営企業局総合制御所

６　主な利用状況

通常時は両岸からの立ち入りは禁止となっています。

なお、上流側に位置する神田川橋及び下流側の柳原橋から望むことができます。

７　施設等ホームページＵＲＬ

鏡川工業用水道

https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/kousui-kagami-about/

８　愛称の募集範囲

鏡川工業用水道神田川水管橋の愛称を募集します。

【施設外観写真】





９　愛称の命名条件

「〇〇水管橋」のように水道橋であることが分かるような愛称としてください。

10　契約に係る１年あたりの最低希望金額

10 万円（消費税及び地方消費税を含みます。）

11　契約期間

３年間（令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日まで）

12　ネーミングライツ・パートナー応募申請書類提出先

〒780-0850　高知県高知市丸ノ内１丁目７番 52 号　高知県庁西庁舎７階
高知県公営企業局電気工水課　経営戦略担当
電話　088-821-4920
FAX　088-821-4626
E-mail 610301@ken.pref.kochi.lg.jp

13　施設内への看板等の表示の設置・変更について

愛称を表示する施設の看板等の表示は、ネーミングライツ・パートナーと県及び関係機関等と協議のうえ決定します。（表示の設置・変更はネーミングライツパートナーが希望するものに限ります。）

また、看板の変更や原状回復等に係る費用は原則としてネーミングライツ・パートナーの負担とします。

【看板写真】

現在、名称を標記している看板はありません。